

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成28年11月24日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分Ⅰ: 該当なし

区分Ⅱ: 1件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	圧力抑制室内部側面において、孔食(直径約9.5mm、深さ約3.7mm)が確認され、必要板厚が確保されていない可能性が認められたため、当該箇所を点検・修理。	GⅡ	11月21日公表済み

区分Ⅲ: 該当なし

その他: 5件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	
1	2号機	建屋内排水系原子炉建屋高電導度廃液系排水配管において、配管詰り(排水が排出されず排水升に逆流)が認められたため、当該配管を点検・修理。	GⅢ	
2	3号機	所内低圧電源設備配電盤(パワーセンター)3D-2下部ケーブル貫通部において、異音(カラカラ音)が認められたため、当該原因を調査・対応検討。	GⅢ	
3	4号機	換気空調系原子炉建屋燃料プール排気ダクト隔離弁(B)において、動作不良(弁閉信号発生時に弁動作せず)が認められたため、当該原因調査・対応検討。	GⅢ	
4	4号機	海水熱交換器建屋地下1階南側上部(タービン補機冷却系熱交換器(C)上部)電線管箱腐食箇所(2箇所)より雨水の滴下が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、当該滴下箇所下部に仮設受け容器を設置。	GⅢ	
5	4号機	海水熱交換器建屋地下1階北側上部(原子炉補機冷却系第2中間ループ熱交換器(B)上部)電線管箱腐食箇所(4箇所)より雨水の滴下が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、当該滴下箇所下部に仮設受け容器を設置。	GⅢ	